

【論文】

近代日本における聾啞者のアドボカシー活動
—日本聾啞協会の実践的取り組みから—

池田 法子

Advocacy Movements of the Deaf People in Modern Japan
; An Analysis on the Practice of Japanese Association of the Deaf

IKEDA, Noriko

1. はじめに

本稿は、近代日本において聾啞者が展開した組織的・社会的活動に着目し、当事者によるアドボカシー活動としてどのように位置づけられるかを考察するものである。具体的には、1914-1942 年に聾啞者の全国組織として活動を展開した日本聾啞協会を考察の対象とし、その実践的取り組みから検討していく。

近年、アドボカシーという概念は、様々な市民活動、および医療・福祉に関わる研究領域や実践場面において重視されつつある¹。北野誠一は、アドボカシーを「権利擁護」と訳し、「権利に関わる社会的・法的な諸問題に関して、個人や仲間がエンパワーメントすることを支援する一定の方法や手続きに基づく活動」と定義している²。ここで強調されているのは、地域で生活を送る本人の権利を「誰か」に「保護してもらう」ことではなく、その本人を地域生活の主体とみなして、生活を支援していくことである³。

この主体を学習者と捉えたと、アドボカシーは成人教育の領域とも密接な関係にあり⁴、特に成人の自己決定と学習支援の関係性が重要な課題となる。成人の学習支援論にアドボカシーを位置づけた先行研究として、津田英二が知的障害のある成人の学習支援におけるアドボカシーの原理的課題や歴史、実践場面での学習プロセスについて論じたものがある⁵。そこでは、1950 年代から成立してきた障害者青年学級(知的障害のある成人を学習者とする社会教育活動)や、障害のある人の親(特に母親)の自助グループ、そして現在活動を行っているアドボカシーグループなどを主な対象として、戦後の運動や実践的活動の分析が行われている。

では、このようなアドボカシー活動の諸要素を備えた運動は、戦前期には果たして存在しなかったのであろうか。筆者は、自己決定という概念が近代化の過程の中で重要な意味を持つようになった事実に加え、「ラベリングされ排除されてきた」人々への「処遇は『近代化』の性質に深く根ざしている」⁶との指摘を重視する。それゆえに、明治期以降の日本社会の発展過程において、障害のある人々がいかなる動きと取り組みを見せたのか、社会的文脈から遡って実証的に検討することが重要だと考える。

以上のような問題意識から、本稿では、大正初期に聾啞者の手で組織された日本聾啞協会(1914-1942 年)に着目し、アドボカシーという観点からその実践的活動を検討する。すなわち、同協会が取り組んだ成人聾啞者の学習機会の設置や学習活動の組織化、そこへの様々な支援の取り組みが、当事者である成人聾啞者の権利をまもることにどのように関わ

り、また彼らの生活をどのようにエンパワーメントしようとしたのかを、具体的史料を通して考察していく。

以下、第1章で背景として近代学校教育における聾啞学校および日本聾啞協会の位置づけを整理した上で、第2章で同協会の組織化における理念を分析する。続く第3章ではその理念・目的を達成していくために同協会が実施した特徴的な活動内容を取り上げ、近代日本における聾啞者のアドボカシー活動として学習支援のあり方についてどのような現代的示唆と課題があるかを考察していく。

2. 背景

(1) 近代学校教育における聾啞学校の位置づけ

まず、成人聾啞者の組織化において不可欠な存在であった聾啞学校について、近代学校教育制度における位置づけを確認しておきたい。すでに江戸時代の寺子屋では、盲児・聾児、肢体不自由児といった障害児が多数在籍していたと言われているが、明治維新後1872年に学制が公布されてから、1904年の日露戦争期に男女の就学率はともに90%を超える一方で⁷、戦前は障害児に対する義務教育制は導入されていなかった。盲児・聾啞児に対する教育が義務化するのには1948年のことである⁸。

だが、その一方で、日本で最初の障害児に対する学校として、1878年に京都府盲啞院が開設し、その2年後に東京で楽善会訓盲啞院が設置されていることは注目される。これに続いて、盲啞学校は当事者や親の間での盲児・聾啞児に対する教育への期待を受けながら、明治期にかけて全国的に普及していった。明治期にかけて全国各地で設立された私立の盲啞学校の数、1900年には9校であったのに対し、1905年には24校、1910年には45校と急増している⁹。

しかしながら明治政府は、障害児教育について、1879年の自由教育令で障害児教育に関する規定を削除し、その後一連の教育に関する法令の中で疾病や貧困を不就学の理由として認めるなど、障害児を教育の対象から除外していくという方向性を取るようになっていた¹⁰。これに対して、聾啞学校の教員と一部の卒業生らは、盲啞教育を法的に保障する「盲学校及聾啞学校令」制定を目指して運動を展開した¹¹。この教育要求運動が一つの高揚を迎えたのが、1906年に初めて全国の聾啞者・教育関係者が集う大会として開催された全国聾啞教育大会・聾啞教育講演会であった。このとき、盲啞教育のパイオニア的存在だった東京・京都両校の卒業生として出席していた聾啞青年らが出会い、聾啞者の全国的な組織化の機運が高まっていったのである。

(2) 日本聾啞協会の位置づけ

大正期は、明治末期以降の盲啞教育への要求運動の高まりを受けて、教員や卒業生らがそれぞれの立場・主張に合わせて組織化を進めた時期であった。その中でも、最も早く組織化が進んだのが聾啞学校の卒業生らによる当事者を中心とする組織化であり、1914年に日本で初めての聾啞者の全国組織として日本聾啞協会が成立した。

その後、聾啞学校の校長や教員らも独自の組織化を進めていった。1919年に全国の聾啞学校の校長の組織である全国聾啞学校校長協会が設立された後に、教員らを中心とする組織である日本聾啞教育会(1924年～)、日本聾口話普及会(1925年～)が成立した。聾教育の発

展・普及を目指して始まった教員の組織化は、聾啞青年らによる当事者組織の設立から 10 年ほど遅れて展開する事となった。そのため日本聾啞協会は、教員の組織化が進む 1920 年代までは、教育領域を含めて、聾啞者の社会生活に関わる広範な領域に関わって機能していた。だが、昭和期以降は教育方面は日本聾啞教育会や日本聾口話普及会が中心的に担うようになり、日本聾啞協会は聾啞者の学校卒業後の社会生活面へ重点を移行した。すなわち、昭和期以降は学校教育と社会教育/福祉方面とに分かれて、それぞれ活動を展開することとなった。

このように、大正期から活発化してきた組織的活動は、昭和期にかけて時局の影響を受けて運営・存続の課題に直面することとなった。1941 年に太平洋戦争が勃発すると、諸産業界が関連組織間で統合されていくのに足並みをそろえ、聾啞者の教育・社会に関わって当事者・教員・校長のそれぞれの立場で活動してきた 4 団体は、1942 年 4 月に統合合併され、財団法人聾啞教育福祉協会へと改編された。

さて、これまでやや駆け足で日本聾啞協会の位置づけについて概観してきた。日本聾啞協会は、近代の学校制度の中で独自の発展を遂げた聾啞学校と密接な関係を持ちながら、聾啞青年らの手によって成立し、次第に学校卒業後の成人聾啞者の社会生活を重点的に扱うこととなったのである。以上をふまえて、聾啞青年らの組織化の目的と理念、また活動内容について、次章以降で検討していく。

3. 組織化の理念

明治末期以降に当事者の組織化を率いてきた聾啞青年の多くは、聾啞学校を卒業した後、自らが聾児に対して教壇に立つようになった教員らであった。

組織化の最も初期の段階としては、1912 年に東京聾啞学校の卒業生が中心となって「聾啞倶楽部」という団体が結成されている。これは、後に全国規模での聾啞者の組織となる日本聾啞協会の前身にあたるものである。同倶楽部の発会式では、聾啞者の発起人と、聾啞学校の校長・教員らが集い、結成への意気込みを語っている。

そのうち、発起人の一人である岩田鎌太郎が発会式にて強調した言葉は、「聾啞者の眞の同情者は聾啞者である」というものだった。岩田は、「常人が聾啞者に同情を寄すると云ふてもそれは耳が聞えぬから不自由であらう口がきけぬから不便であらう位のもので諸君が今日まで味ふて来た孤独寂寞の感は到底常人に解し得ぬ」と続け、自らがこれまで感じてきた「孤独寂寞」を理解するのは同じ境遇にある者であることを主張し、そうした者が集い「愉快を尽」すことが結集の目的であると述べた¹²。さらには聾啞者同士の団結を強めることによって、社会の中で聾啞者に対して冷遇する常人から対等な敬意を受けるべく励んでいくことを呼びかけた。

こうした岩田の主張の背景には、聾啞者の社会生活と教育に関する問題意識があった。岩田がこの頃に意図していた組織化の将来的な目的は、教育の機会のない聾啞者に対し、教育の機会を保障することだったのである。さらには、岩田の関心は学校教育のみにとどまらず、聾啞者の就く職業に対する公的保障がない点や、意志疎通の問題や遺伝的観点による結婚差別など、成人した聾啞者の社会生活をめぐる課題にまで及んだ。そこで、岩田は同倶楽部のメンバーのなすべき使命とは、全国各地のリーダーとして組織的に活動を展開していくことであると訴えた。そのための具体的な課題の一つとして、民間で慈善事業

的に実施されていた私立の盲聾学校を、財団法人組織のような公的教育制度へと発展させることが挙げられた。

聾啞倶楽部は、1914年に組織を全国規模へと発展させて日本聾啞協会と改称し、1925年に財団法人化した。財団法人化を一つの契機として、同協会は地方部会数・事業内容とともに規模を拡大化していく。組織の発展の中で、目的や運営体制は設立当初から一貫しており、聾教育の発展と聾啞者の社会的地位の向上という目的を掲げていた。また、その目的達成のための支援者としての役割を果たしたのが、聾啞学校の教員らであった。日本聾啞協会が、主に都市部の卒業生代表らが評議員として運営の中心となっていくのに対して、その校長らが会長・副会長の立場に立ち、聾啞学校との連携による支援体制がしかれた。

聾啞倶楽部が日本聾啞協会となってからは、中心人物の一人であった藤本敏文¹³が「聾啞者の事は聾啞者が先になつて」というスローガンをしばしば掲げていることが特筆される。藤本にとってこのスローガンは、人間が生きる上で自己のことを中心に行動するのは「生活力の表現」に他ならないのと同時に、聾啞者に関わる事は聾啞者がまず先頭に立って課題解決に取り組まなければ、人を動かすことなどできないという思いから生じていた。その一方で、藤本は他者との「協調」にも目を向け、よりよく目的を達成するには勝手に振る舞うのみではなく、他者と協調する聡明さが必要であると藤本は考えていた¹⁴。

このスローガンの顕著な例と言えるのが、藤本の聾教育についての主張である。1920年代以降、口話主義による普通教育が聾啞学校で普及してきた一方で、校内で手話が排除され、聾啞教員の立場が脅かされるという状況があった。その中で、藤本は「今後に於ても或場合には『聾の事は聾がなさねばならぬ』といふたとへの通り聾教員がなくてはならない、否、居の方が都合のよい事もあるであらう」¹⁵と指摘した。口話教育の推進者であった西川に対しては、「方法の宣伝よりも『聾者に対する愛』を力説して欲しい」¹⁶と主張し、口話教育への極端な傾倒は批判しながらも、その教育に対する熱心な姿勢を評価しており、「聾者の事は聾者を真に正しく理解し且つ愛を有つ者によつても為されねばならぬ」¹⁷と述べ、理解者を広げようとした。

4. 特徴的な取り組み

では、以上の目的を達成するために、具体的にどのような取り組みが展開されたのだろうか。

1914年に初めて全国組織として再編された際の主な活動内容は、①機関誌・図書の発行、②死亡した会員への弔辞及び弔慰金の贈呈、③部会への役員の派遣であった。この時期では、都市部の代表が地方に赴いて活動を宣伝・普及し、ネットワークを広げていく段階にあったといえる。1925年の再編以降の事業内容を見てみると、①会誌・講習録等の発行、②体育競技会・講習会・展覧会等の開催、③職業指導・斡旋、④その他の成人聾啞者の修養慰安・福祉増進のための諸運動、⑤海外団体との連絡へと拡大している。

本稿では、主に1925年に事業内容が拡大してからを中心に、日本聾啞協会の特徴的な取り組みとして、刊行事業、職業支援・斡旋活動、文化活動の3点に注目して、具体的な活動内容を論じてみたい。

(1) 刊行事業 —機関誌『聾啞界』の発行

機関誌『聾啞界』の発行を中心とする刊行事業は、日本聾啞協会の各種事業の中で最も重要な位置を占めた事業である。『聾啞界』は、もともと日本聾啞協会の前身である東京聾啞倶楽部の機関誌として発行され、第 6 号(1914 年 11 月発行)から日本聾啞協会の機関誌として継承された。その後、1942 年 3 月に廃刊に至るまでの間に、第 97 号まで刊行されている。刊行事業は同協会の取り組みの中で最も初期から継続的に実施されており、同協会の歳出のうちで最も多くの役 3~4 割が充てられた¹⁸。

『聾啞界』は、年に 4 回刊行され、同協会の会員をその読者とした。編集を担ったのは、組織の設立・発展に関わった聾啞青年らである。第 11 号以降に藤本敏文が編集を担うようになり、その後『聾啞界』は頁数が増加し、会員の投稿によって作られる雑誌へと発展していった。投稿を寄せたのは、聾啞会員のみならず、聾啞学校の教員らも含まれていた。特に、初代会長を務めた東京聾啞学校校長の小西信八、小西に次いで 1925 年に会長に就任した樋口長市、樋口と同時期に同校に就任した川本宇之介、藤本の同僚である大阪市立聾啞学校教員の松永端、藤井東洋男らの投稿が目立つ。

聾啞学校教員の立場にある運営・編集側としては、同誌が読者の識字能力を向上させるための学習媒体となることを役割の一つとして意図していた。編集者である藤本は、読者層・投稿者数を広げていくために、様々な工夫をした。例えば、同協会の第 1 回総会(1926 年)で、『聾啞界』の内容が難しすぎて一般の聾啞者にわかりにくいため、より平易にしてほしいとの要望が出されたことを受けて¹⁹、藤本はより柔らかくて読みやすい雑誌を目指して、第 37 号(1926 年 12 月)から新たに「文藝欄」を設置した。その後も、第 76 号(1936 年 9 月)には会員からの投書の掲載をさらに増やすために、「会員文叢欄」も設置している。加えて、1937 年からは、筆談のテキストとして用いる「会話読本・手真似辞典」という名称の附録が巻末に付けられるようになった。これは、会員からの「筆談指南の項目を設けてほしい」との要求から、藤本が同僚である聾啞学校教員の松永端(聴者)に依頼して始まったものである。「会話読本」は演劇の台本を模した形で会話が展開され、随所で単語の意味・用法を解説するものであり、「手真似辞典」は手や胴体の図式とともに手話単語の意味を説明するものであった。

だが、機関誌が果たしたより重要な役割は、聾啞者の運動論として情報を共有し、発信するメディアとしての役割である。すなわち、『聾啞界』は、聾啞者の生活に関わる記事や協会のイベントといった情報を伝達するのみならず、社会から疎外・差別されている状況に対する異議を表明する言説や、日々の生活に即した悩み・経験の語りを共有するためにも機能していたのである。この最も顕著な例と言えるのが、1920 年代に活発化した聾教育に関わる手話口話論争といえよう。当時、聾啞学校では手話を排除して口話を推進する動きが奔流となっていたが、『聾啞界』においては、手話の排除に対して異議を表明する言説が見られたのが特徴的である。こうして、機関誌が聾啞者の運動論としての主張を宣伝・普及するメディアとして機能しながら、各地の聾啞学校を拠点として全国の聾啞者をつなぐネットワークを構築するのに寄与したと考えられる。

(2) 職業支援・斡旋事業 —公民科講座と人材募集

先に述べたように、日本聾啞協会の設立にあたって、聾啞者に対する教育の課題と並ん

で重要課題と位置づけられていたのが、就労支援であった。同協会の取り組みとして職業支援・斡旋事業が特に活発化するのには1930年代以降のことであり、1932年にこれを中心的に担う部署として「社会部」が設置された。その翌年から、宮内省から補助金を得るようになり、社会部の事業に充てられている。

この時期の背景として、1929年アメリカウォール街での株価暴落に端を発した世界恐慌がその翌年に日本にも上陸し、昭和恐慌を引き起こしていた。日本経済は危機的状況に陥り、各地で労働争議、農民争議が多発する中で、聾啞者の生活もますます深刻な局面を迎えることとなっていた。一方で、日本聾啞協会は、設立から10年以上が経過して社団法人化する中で、総会の開催、機関誌の発行といった各種の事業を安定して展開するようになっていたが、組織内部からより現実的な苦難に直面している貧困層の救済策を優先的に実施するべきであるという批判的意見が見られるようになっていた²⁰。

こうした経緯で、社会部が担った事業の一つが、「公民科講座」である。第1回は、1934年4月に名古屋にて開催された。第1回の内容は、当時の大阪市立聾啞学校校長高橋潔²¹による手話での講義で、「人と社会」というタイトルで社会人として共同生活を送ることについて説くものであった。この講座は同年に宮城でも開催され、その翌年は金沢・仙台・神戸で行われるなど、地方部会への出張が重視された。

手話による講義と地方への出張という方針は、第1回公民科講座が開催される前年に、大阪聾啞学校教員らが実施した成人聾啞者のための「講演と映画の会」から継続されている。同会の実施目的は、口話教育の台頭による成人聾啞者の学校離れに対する危機感と、協会の事業が都市部中心となっており、機関誌を読むことができない聾啞者が多数存在する地方会員のために手話で語って知識を普及する方法が効果的であると考えられたためであった。

1934年開催の第1回以降、公民科講座は主に年に3~4回の頻度で開催された。例えば、1939年には名古屋、長野、東京、甲府の4箇所で開催されている。講演者は主に大阪ないし東京で聾啞学校教員を務める協会の幹部であり、大学教授による講義を手話通訳することもあった。受講者の数は、少なければ約30名程度だったが、東京の回では140名を越える盛況となることもあった²²。

また、「公民科講座」と並んで、社会部の事業として会員に対する職業支援・斡旋事業も行われた。宮内省からの補助金を充てながら、各部会で斡旋事業を行い、年に20~30名の職業紹介の業績を上げたという²³。また、1938年から『聾啞界』にも人材募集の広告が見られるようになった。

こうした社会部の職業支援の取り組みについて、藤本は成人した聾啞者に対する教育と関連付けて、重要なものと位置づけていたようである。例えば、藤本は『聾啞界』第68号(1934年9月)の巻頭言として、「公民科講座の意義」について「人間の一生はすなわち教育課程」と述べて、さらに、「最近、口話法の著しき進展により聾啞教育は専ら該方面に全精力を集中せられ一方面にのみ傾向せられ、聾成年者の教育についての関心が兎に角おろそかになり勝ちなのは、一時代の動きとしてやむをえないとしても、呆然打ち捨て置くべきではない」と指摘しつつ、職業支援の基盤として「公民」としての意識を教育することを重視した²⁴。

こうして、職業支援に関わる成人教育事業として社会部の事業は発展が期待されていた

が、総動員体制の導入に伴い、時局の影響を強く受けていくこととなった。公民科講座の内容には、職業領域の他に国家の歴史や総動員体制、時局における態度といった主題が含まれるようになり、「公民＝国民」として国家に貢献することが説かれ、「働く」ことの可能性は国策遂行の担い手の育成・動員の方向へと向かっていくという矛盾を抱えるようになった²⁵。

(3) 文化・娯楽活動

刊行事業、職業支援事業の他に、日本聾唖協会は各種の文化活動を推進した。機関誌『聾唖界』での会員による文芸創作の推進の他に、協会本部によって運営されたものとしては、スポーツ、美術・工芸が挙げられる。また、地域レベルでの取り組みでは、手話による演劇活動や、キャンプに出かけるものなどもあった。

スポーツ大会の開催は、同協会の事業のうち、機関誌の発行と総会の開催に次いで最も早い段階から実施されている。第 1 回陸上競技大会は、1926 年 11 月に東京聾唖学校校庭で開催された。その後、年に一度全国各地で開催された同協会の総会に合わせて、開催地の市民公園や大学のグラウンドなどを会場として陸上競技大会が開催されるようになった。1927 年開催の第 2 回陸上競技大会では、36 名の選手が参加し 4,500 名もの応援が集まった。1930 年には、競技大会の運営を担う「体育部」が設置され、第 8 回大会(1935 年)では選手の参加者が初めて 100 名を超えるほどの人気を博した。種目は短距離走、中距離走、走り幅跳び、高飛び、リレーなどで、会場に集まった者は自分と同じ地域部会の選手や母校の卒業生の応援に熱中した。陸上競技の他にも、地方部会規模での開催を含めると、様々なスポーツ活動が行われた。その一部を列举してみれば、テニス、野球、水泳、ウォーキングなどである。

1933 年には、美術・工芸活動に関わる部署として「美術工芸部」が設立された。協会設立に関わった卒業生の中には、すでに個人的に芸術方面で活動していた者もいたが、組織的に協会会員の作品を集めて展覧会を開催するようになったのは、1931 年からである。第 1 回展覧会は、東京聾唖学校教員の交渉によって東京上野にある松坂屋を会場として 7 日間開催された。開催期間中には 40~50 万人の来客があり、300 円近くの売り上げがあったという。1935 年開催の第二回以降は、日本画／洋画／漆器／金属工芸／染物／陶芸といった部門ごとに入選作品の審査を行うようになった。

こうした活動は、支援者として関与する聴者の聾唖学校教員にとっては、聾唖者の技量や生活への意欲を高めると同時に、それを一般社会に対して呈示するという意図があったようである。例えば、スポーツ大会は身体を鍛えると同時に、「普通人と同等以上に争うことができるという意欲を喚起すること」²⁶が主要目的とされた。同様に、展覧会においても「一般人に聾唖会員の技量を知らせること」²⁷が重視され、聾唖者の創作が一般商品と同等以上の価値を持ち、売り上げを伸ばしたことが評価された。

だが、その一方で、聾唖者として組織運営に関わっていた藤本は、純粋な娯楽としての重要性を指摘している。例えば、藤本は「少なくともわれわれは自己の欲する所を行おうとする衝動がある。この衝動が、一つひとつ達せられる事によ(つ)て満足がある、進歩があるのではないか。(中略)我々はこの世に生甲斐を切実に感じなくてはならぬ、人生をより面白く暮らさなければならぬ」²⁸というように、日々の生きがいとしての重要性を指摘

し、スポーツや映画鑑賞といった娯楽活動を推奨した。

5. おわりに

これまで論じてきた日本聾啞協会の実践的取り組みから、近代日本の聾啞者のアドボカシー活動としてどのような特色があり、またいかなる現代的意義と課題が示唆されるものといえるだろうか。

第一の特色は、当事者の立場から同会の組織化が始められた点が重要である。言い換えれば、周囲の健常者や保護者の主導によるのではなく、「聾啞者が先になって」という学習者主体の信条を明確にするような形で、活動が運営・展開されたのである。そのネットワークの形成に、機関誌『聾啞界』がメディアとして機能した。こうした発想は、障害者権利条約のスローガンである‘Nothing about us without us’と通底する部分があり、注目される。同条約は2006年に国連で採択されたものであるが、国際的には、1960年代以降の障害者運動を経て徐々に人々の意識の中に浸透し始めた考え方である。

第二に、同会においては、聾者が学校を卒業した後の、基礎教育と職業教育の機会の創出が意図された点が挙げられる。ここでは、聾啞学校の教員らが学習支援者として積極的な協力体制を取った。聾啞学校を卒業すると文字の学習にふれる機会が少なくなった成人に対して、機関誌を生かした識字学習の工夫がなされた。また、職業支援を通じた社会参画のあり方が模索された。

第三に、自己表現の機会について言及しておきたい。日本聾啞協会が推奨されたスポーツや美術活動等は、娯楽として生き生きとした時間を過ごす場となった。言語による表現に注目してみれば、機関誌に自己の主張を述べたり、文芸作品を創作したりする機会があった。文章の形だけではなく、イベント等で実際に顔を合わせて手話で自由に語り合うことそのものが、聾啞者が生活者として生きる上での重要な「権利」であったと推測される。雑誌媒体や会話を通して日々の想いを共有することによって、社会的排除や経済問題などの生活課題を客観的に把握し、それらの課題解決の主体は当事者である自分であるとの自覚に至ることは、「自己教育・相互教育」²⁹⁾の一つのあり方であったといえよう。

では、日本聾啞協会が直面したアドボカシー活動の課題はどんなものだっただろうか。同会の理念や活動内容には画期的なものがあったとはいえ、実質的に組織的活動に関与したのはごく一部の層に限定されていた点を、限界として指摘しておかなければならない。日本聾啞協会での実践を主導したのは主に都市部の聾啞学校卒業生たちであり、その支援者も学校関係者が中心であった。学校と関わりの少なかった聾啞者、そして普段の生活の中でほとんど関わりを持たなかった一般社会の人々に対して、いかなる影響を及ぼし、また取り組みに巻き込んでいくことができたかについては、課題が残る。

これに対し、聾啞者のアドボカシー活動として、現代につながる最も示唆的な論点は、手話をめぐる課題である。現在、市民団体や財団法人等によって、手話を言語として法的に認める「手話言語法」をめぐる取り組みが、各地方自治体において実施されている³⁰⁾。日本聾啞協会の取り組みでいえば、手話をめぐる論争とは、当事者と支援者である学校の教員らとの認識や対応のずれによる矛盾・葛藤が顕著に現れたものであったが、今日的な問題意識を踏まえてのさらなる検討が必要と考える。手話言語をめぐる問題は、津田も指摘するように³¹⁾、成人学習者のアドボカシーをめぐる問題の核となる支援者との相互関係

の構築と直結する。学校から社会へと活動を広げていく中で、学習者と支援者の間でどのような学びが生じていたのか、これから深めていきたい課題である。

¹ 例えば、北野誠一の『ケアからエンパワメントへ ―人を支援することは意志決定を支援すること―』(ミネルヴァ書房、2015) や、竹端寛の『権利擁護が支援を変える ―セルフアドボカシーから虐待防止まで―』(現代書館、2013) など。

² 北野誠一『ケアからエンパワメントへ ―人を支援することは意志決定を支援すること―』ミネルヴァ書房、2015、p.2

³ 同上

⁴ 例えば、ユネスコの関連組織である国際成人教育協会(International Council for Adult Education : ICAE)は成人教育と生涯学習への権利としてアドボカシーを位置づけ、特に自分自身で意思表示をするのが困難と見なされる人たちの学習支援に主眼を置いている。(ICAE : <http://www.icae2.org/index.php/en/our-work-2/advocacy> 最終閲覧 2016/01/27)

⁵ 津田英二『知的障害のある成人の学習支援論 ―成人学習論と障害学の出会い―』学文社、2006

⁶ 同上、pp.38-39

⁷ 文部科学省「学制百年史 2-2-3.義務教育年限の延長」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317618.htm (2016 年 1 月 9 日最終閲覧)

⁸ 中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』明石書店、2003、pp.134-140

⁹ 同上、p.117

¹⁰ 同上、pp.113-114

¹¹ 1922 年に制定された「盲学校及聾啞学校令」によって、学校設置基準や教員資格等が明確化するなど、その後の盲・聾教育の拡充(盲聾分離、公立移管等)にとって画期的な勅令となった。制定に至るまでの経緯は、岡本稲丸『近代盲聾教育の成立と発展 ―古河太四郎の生涯から―』(NHK 出版、1997 年)に詳しい。

¹² 『聾啞界』第 1 号、1914 年 1 月、pp.6-7

¹³ 那須英彰、須崎純一編著『藤本敏文』筑波大学附属聾学校同窓会、同窓会歴史調査委員会、1998

¹⁴ 『聾啞界』第 59 号、1932 年 6 月、p.1

¹⁵ 『聾啞界』第 34 号、1926 年 12 月、p.18

¹⁶ 同上、p.19

¹⁷ 『聾啞界』第 32 号、1925 年 4 月、pp.92-93

¹⁸ 1915～1938 年の日本聾啞協会の歳出額を見ると、刊行物に関わる費用が最も高く、特に社団法人化以降は安定して全体の 3～4 割程度が刊行物にあてられている。(聾啞月報社編『聾啞年鑑』1935、p.590 に掲載されている「歳入出決算」をもとに筆者が調査した。)

¹⁹ 『聾啞界』第 35 号、1926 年 6 月、p.13

²⁰ この批判をしたのは、万沢格(1915 年東京聾啞学校師範科普通科卒業)という人物である。万沢は 1914 年日本聾啞協会の創立協議委員会に東京側の一代表として参加するなど、組織設立に関与したが、一時は協会および聾啞教育界から一時離れ、聾啞者の職業問題に対して独自の活動をしていたという。(『聾啞界』第 60 号、1932 年 11 月、pp.9-11、同左 pp.20-22。)

²¹ 高橋潔の聾教育実践については、川渕依子『高橋潔と大阪市立聾啞学校 ―手話を守り抜いた教育者たち』(サンライズ出版、2010 年)に詳しい。

²² 『聾啞界』第 86 号、1939 年 3 月、pp.28-32

²³ 「社団法人日本聾啞協会創立二十五周年史」『聾啞界』第 90・91 号附録、1940 年 6 月、p.121

²⁴ 『聾啞界』第 68 号、1934 年 9 月、p.1

²⁵ このように、総動員体制に伴って、職業支援と戦争への動員が連続性を持って促進されたという時代の限界性への批判的検討については、今後の課題としたい。

²⁶ 『聾啞界』 第 37 号、1926 年 12 月、p.1 ； 第 40 号、1927 年 10 月、p.1

²⁷ 『聾啞界』 第 57 号、1931 年 12 月、pp.2-3

²⁸ 『聾啞界』 第 54 号、1931 年 3 月、p.1

²⁹ 例えば、1950 年代の生活記録運動において、貧困状況と封建的制度の名残によって、苦しめられてきた女性たちが、それまで人に隠して耐え忍んできた苦しみを、仲間と励まし合いながら書き起こした。北田耕也は、これを「自分の苦しみが他人の苦しみにつながっているという客観的認識と、問題は自分たちで解く以外にないという主体的判断と、新しく生きようとする生き方のくふう、すなわち実践の連関をつくりだしていく自己教育・相互教育の、まさに自前の方法」としての共同学習が行われたと指摘している。(北田耕也『大衆文化を超えて ― 民衆文化の創造と社会教育』国土社、1986、p.97)

³⁰ 2016 年 2 月 9 日現在、手話言語法の意見書は 47 都道府県にて採択されており、条例が制定されているのは 3 県・30 市町村である。(全日本ろうあ連盟 HP <https://www.jfd.or.jp/sgh> 最終閲覧 2016 年 2 月 9 日)

³¹ 津田、前掲書

* 本稿は、2015 年 11 月 23 日に筆者が参加した北京師範大学との学術交流会での発表「Advocacy Movements of the Deaf People in Modern Japan ; From the Perspective of Lifelong Education」(『京都大学大学院教育学研究科 北京師範大学教育学部 日中教育学系学術交流シンポジウム 2015 報告書 附：日中教育学系学術交流シンポジウム 2015 論文集』京都大学大学院教育学研究科、2016 に収録)を大幅に修正・改訂したものである。